

香美町立小学校及び中学校教職員の勤務時間の適正化検討委員会
設置要綱

(設置)

第1条 教職員の勤務時間の適正化、教職員と児童生徒とが向き合う時間の確保及び教育活動の充実に向けた実効性のある措置について検討するため、香美町立小学校及び中学校教職員の勤務時間の適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香美町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の業務の改善に関する研究に関すること。
- (2) 書類調査及び現地調査により教職員の勤務実態を把握し、勤務時間を適正化するための取組の検討に関すること。
- (3) 教職員と児童生徒とが向き合う時間を確保するための効果的な手法の検討に関すること。
- (4) 兵庫県教育委員会が平成22年3月に発行した「学校業務改善実践事例集」を有効に活用するための具体的な提案及び指導助言に関すること。

(検証事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる学校運営の改善に関する事項について検証する。

- (1) 校務分掌について
- (2) 事務処理の効率化について
- (3) 学校行事の精選について
- (4) 会議及び研修の在り方について
- (5) 課題対応のシステム化及びその効果的な活用方策について
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学校運営の改善に必要な事項について

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学校の校長、教頭及び教職員のうちから、香美町教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(勤務時間管理者)

第8条 学校に、勤務時間を管理する勤務時間管理者を置き、学校の校長又は教頭をもって充てる。

(勤務時間管理員)

第9条 勤務時間管理者は、勤務時間の管理に関する事務を行わせるための勤務時間管理員を学校の教職員のなかから指名することができる。

(校内委員会)

第10条 学校は、委員会の指導により、それぞれの勤務時間の適正化を推進するため学校運営の改善に係る校内委員会(以下「校内委員会」という。)を設置する。

2 校内委員会は、勤務時間管理者及び勤務時間管理員並びに当該校の教職員代表で構成する。

3 校内委員会は、委員会に改善事項を報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、香美町教育委員会事務局学校教育課において処理す

る。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年6月15日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。